

令和8年度三重県介護テクノロジー導入支援事業費補助金 Q & A

1. 補助対象期間		
No	質問	回答
1	事業実施期間とはいつからいつまでのことか。	交付決定日から補助事業の完了の日（機器等の契約、支払い及び納品がすべて完了し、その他の補助要件を全て満たした日）までのことです。
2	機器等の入札・契約及び購入はいつの時点から着手してよいか。	補助金の交付決定日以降から可能となります。 なお、交付決定前の事前着手は一切認めていないため、交付決定前に契約、支払い、導入等を行った場合は補助対象外となります。
2. 補助対象者		
No	質問	回答
3	過去に「三重県介護従事者確保事業費補助金（令和7年度三重県介護テクノロジー導入支援事業）」等を活用して、介護テクノロジーを導入した場合、交付申請できるか。	交付申請可能です。
4	補助金の交付申請は先着順か。	先着順ではありません。 提出期限内に交付申請があった場合、すべて申請を受け付けます。 なお、予算を上回る申請があった場合は、補助要件を満たしている場合でも、補助額を減額しての交付決定や不採択とすることがあります。 予算を上回る申請があった場合は、以下に該当する事業所から優先的に交付決定します。 ①過去に介護テクノロジー導入支援に関する県の補助金の交付を受けたことがない事業所。 ②業務時間削減効果が高い「見守り機器・インカム・介護ソフト」を令和8年度に導入する予定の事業所。
5	「三重県介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付要領」にて、交付の対象者を「三重県内に所在する以下の介護事業所・介護施設等（1）（2）」としているが、事業者指定はいつまでに受ける必要があるか。	交付申請時点において介護保険法に基づく事業者指定を受けている（事業所番号が付与されている）必要があります。
6	「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」は申請できるか。	できません。 ただし「特定施設入居者生活介護」の事業者指定を受けている場合は、申請可能です。
7	補助対象外事業所（「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていない「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」等）に併設する訪問介護事業所等が機器の導入を行う場合、当該機器を前述の補助対象外事業所で使用・設置することは可能か。	できません。 本補助金で導入した機器等については、申請事業所の職員や利用者を対象に使用するものとしているため、併設する事業所であっても申請事業所以外での使用・設置は認められません。

3. 補助対象経費		
No	質問	回答
8	「介護テクノロジー等の導入支援事業」と「介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援事業」を同時に実施することは可能か。	同時に実施することはできません。 交付申請時に「介護テクノロジー等の導入支援事業」または「介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援事業」のいずれかを選択してください。
9	「導入支援と一体的に行う業務改善支援事業」のみ実施することは可能か。	「導入支援と一体的に行う業務改善支援事業」のみ実施することはできません。 「導入支援と一体的に行う業務改善支援事業」を実施する場合は、同時に「介護テクノロジー等の導入支援事業」又は「介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援事業」のいずれかを実施することが補助要件となります。
10	「導入支援と一体的に行う業務改善支援事業」の補助対象経費として、介護施設自身が研修や展示会等に参加する際の交通費等は認められるか。	介護施設自身の職員の交通費等は補助対象外です。 コンサルティング会社等へ業務改善支援を依頼する際の委託費又は報償費が補助対象経費となります。
11	対象経費として申請可能な介護テクノロジー（介護ロボット・ICT等）の台数に制限はあるか。	台数に制限は設けていません。 ただし、事業所の利用定員数や機器の利用目的等を加味し、補助台数及び補助金額の調整を行う場合があります。
12	タブレット端末やPCのみ導入する場合は、補助対象経費として認められるか。	タブレット端末やPCを単体で導入する場合は、補助対象外です。（タブレット端末やPCを買い足す場合も同様）
13	介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのスマートフォンは補助対象となるか。	タブレット端末と同様の使用目的・使用方法の場合は補助対象ですが、電話として使用する場合は補助対象外です。
14	タブレット端末を購入する際に、付属品（タッチペン、ケース、画面保護フィルム等）は対象となるか。	本体以外の付属品は原則として補助対象外です。なお、本体と一体であり、購入にあたって不可分なものについては補助対象とします。
15	介護ソフトのライセンス料や保守費用等に係る補助対象経費はどのように考えればよいか。	補助対象期間内（交付決定日から令和9年1月31日まで）に支払った金額が補助対象となります。ライセンス料や保守費用等が複数年に渡る場合であっても、以下のとおり補助対象期間内に支払った金額が補助対象となります。 ①費用全体を一括で支払う場合 →全額が補助対象 ②費用全体を年払いで支払う場合 →1年分のみ補助対象 ③費用全体を月払いで支払う場合 →令和9年1月支払分までが補助対象
16	リース費用は補助対象となるか。	対象となります。 ただし、本補助金による導入後の効果報告を補助を受けた翌年度から3年の間報告していただく必要があるため、リース期間は3年以上としてください。 なお、対象経費の算出方法は、No.15を参考にしてください。
17	複数のサービス事業所が同じ建物内に併設しており、建物全体で通信環境（Wi-fi等）の整備を行う場合、補助申請額はどのように算出すればよいか。	対象経費の合計額をそれぞれのサービス事業所の事業者指定申請時の床面積で按分した上で、按分後の金額をそれぞれの事業所の申請額として記入してください。 なお、申請時の提出資料として、按分の計算方法が分かる資料を添付してください。
18	通信環境（Wi-fi等）の整備に通信費は含まれるか。	通信環境（Wi-fi等）の整備に通信費は含まれないため、通信費は補助対象外です。 見積書を取得する際には、通信費を必ず除外してください。
19	既に保有する補助対象分野の介護テクノロジーを同種の最新機器に更新する場合は、申請可能か。	単に機器を更新するという理由では、補助対象とはなりません。 ただし、更新後の機器について新たに業務改善計画を策定し（導入による更なる効果が期待されるものに限る）、補助要件を満たす場合は補助対象とできます。 なお、令和5年度以降に三重県の補助金により補助を受けて導入した機器については（導入後3年間の業務改善の効果報告が完了するまでは）、上記の補助要件を満たす場合でも補助対象としません。

4. 補助要件		
No	質問	回答
19	令和7年度以前にみえ介護生産性向上支援センターが実施する研修を受けたが、そのことにより補助要件「みえ介護生産性向上総合相談センターが実施する研修を受講すること」を満たしたことになるか。	過年度の研修受講では補助要件を満たしません。 必ず、令和8年度の研修を受講してください。
20	補助要件「みえ介護生産性向上総合相談センターへ相談を行うこと。」は、何をもって要件を満たしたことになるか。	介護テクノロジー導入研修会の調査票への回答を行うことで要件を満たしたものとします。 なお、調査票への回答をふまえ、後日みえ介護生産性向上総合相談センターからご連絡させていただくことがありますので、ご了承ください。
21	補助要件に「「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始していること。」とあるが、本年度に本補助金を利用して介護ソフトを新たに導入したい場合はどうなるか。	交付決定後に介護ソフトを導入し、速やかに「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始してください。実績報告時に「ケアプランデータ連携システム」の利用状況を確認します。
22	補助申請を行う際に「科学的介護情報システム（LIFE）」の利用申請やデータ登録は必須要件か。	必須要件ではありません。 ただし、補助要件として「補助を受けた事業所は、LIFEによる情報収集に協力すること」としているため、積極的な利用をお願いします。
5. その他		
No	質問	回答
23	見積書等で、まとめ値引きがされているがよいか。	まとめ値引きがされているとどの項目に値引きがかかるか分からず、補助対象経費を算出することが難しくなりますので、見積書は「値引き後の金額で作成」又は「どの項目でいくら値引きされるか分かるよう作成」のいずれかで依頼してください。 なお、見積書だけでなく、契約書や請求書についても同様です。
24	みえ介護生産性向上支援センターはどこにあるか。	○所在地 〒514-0009 三重県津市羽所町513 サンヒルズ2階 公益財団法人介護労働安定センター 三重支部内 ○開所日時 月～金（年末年始・祝祭日を除く） 午前9時～午後5時 ○連絡先 TEL/FAX：059-271-5700 E-mail： mie.seisan24@gmail.com WEB： https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/mie/contents/13.html